

美浜発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換

1. 日時：令和7年7月29日（火） 13：30～15：30
2. 場所：福井県美浜原子力防災センター
3. 議題
美浜発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換
4. 配布資料
 - （1）出席者一覧
 - （2）座席表
 - （3）委員による現地視察及び地元関係者との意見交換について（平成29年11月15日原子力規制委員会開会）

出席者一覧（敬称略）

<原子力規制委員会>

やまなか 山中	しんすけ 伸介	原子力規制委員会	委員長
ばん 伴	のぶひこ 信彦	原子力規制委員会	委員

<地元関係者>

すぎもと 杉本	たつじ 達治	福井県	知事
さかもと 坂本	ゆういちろう 裕一郎	福井県	防災安全部長
としま 戸嶋	ひでき 秀樹		美浜町長
たけだ 武田	はるかず 治和	美浜町	エネルギー政策課長
いげざわ 池澤	としゆき 俊之		敦賀副市長
かわばた 川端	こういち 耕一	敦賀市議会	副議長
わたなべ 渡辺	ひであき 英朗		若狭町長
くまがい 熊谷	かんしん 勘信	若狭町議会	議長
すぎもと 杉本	かずのり 和範		小浜市長
かわしろ 川代	まさかず 雅和	小浜市議会	副議長
やまだ 山田	けんいち 賢一		越前市長
かわべ 川邊	としひろ 俊博	越前市	危機管理幹
なかくら 仲倉	のりかつ 典克		南越前町長
くまがい 熊谷	よしひこ 良彦	南越前町議会	議長
たかだ 高田	ひろき 浩樹		越前町長
ふじの 藤野	きくのぶ 菊信	越前町議会	議長
きたかわ 北川	じゅんじ 純二	滋賀県	防災危機管理監
やすこうち 安河内	かずひこ 一彦	高島市	危機管理監
もとむら 元村	とおる 徹	長浜市	防災危機管理監
かいぞう 海蔵	としあき 敏晃	岐阜県	危機管理部長
たぐち 田口	たかひろ 貴弘	岐阜県	原子力防災室長
たけやま 竹山	のぶひろ 信博	揖斐川町	総務課長

<関西電力（株）>

もり 森	のぞむ 望	代表執行役社長
みずた 水田	ひとし 仁	代表執行役副社長 原子力事業本部長
つる 鶴	かずたか 一隆	原子力事業本部 美浜発電所長

<事務局>

おおしま としゆき
大島 俊之
たぐち たつや
田口 達也
はやし まこと
林 誠
せきぐち すみお
関口 澄夫
とがさき こう
戸ヶ崎 康
しぶや とおる
渋谷 徹

原子力規制部長

原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制庁放射線防護グループ放射線防護企画課企画調査官

原子力規制庁長官官房総務課広報室長

原子力規制庁地域原子力規制総括調整官（福井担当）

原子力規制庁美浜原子力規制事務所長

報道カメラ

関西電力(株)
つる
鶴原子力事業本部 美浜発電所長

関西電力(株)
みずた
水田代表執行役副社長
原子力事業本部長

関西電力(株)
もり
森 社長執行役社長

いびかわちょう たけやま
揖斐川町 竹山総務課長

ぎふ たぐち
岐阜県 田口原子力防災室長

ぎふ かいぞう
岐阜県 海蔵危機管理部長

ながはま もとむら
長浜市 元村防災危機管理監

たかしま やすこうち
高島市 安河内危機管理監

しが きたがわ
滋賀県 北川 防災危機管理監

座席表

原子力規制庁
美浜原子力規制事務所
渋谷所長

原子力規制庁
戸ヶ崎地域原子力規制総括
調整官(福井担当)

原子力規制委員会
伴委員

原子力規制委員会
山中委員長

報道カメラ

記者席↓

えちぜんちょう たかだ
越前町 高田町長

みなみえちぜんちょう なかくら
南越前町 仲倉町長

えちぜん やまだ
越前市 山田市長

おばま すきもと
小浜市 杉本市長

わかさちょう わたなへ
若狭町 渡辺町長

つるが いげざわ
敦賀市 池澤副市長

みはまちょう としま
美浜町 戸嶋町長

ふくい すぎもと
福井県 杉本知事

えちぜんちょう ふじの
越前町 藤野町議会議長

みなみえちぜんちょう くまがい
南越前町 熊谷町議会議長

えちぜん かわく
越前市 川邊危機管理幹

おばま かわしろ
小浜市 川代市議会副議長

わかさちょう くまがい
若狭町 熊谷町議会議長

つるが かわばた
敦賀市 川端市議会副議長

みはまちょう たけだ
美浜町 武田エネルギー政策課長

ふくい さかもと
福井県 坂本防災安全部長

委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について

平成 29 年 11 月 15 日
原子力規制委員会

平成 29 年 11 月 1 日の第 47 回原子力規制委員会における議論（原子力規制委員会 5 年間の振り返りについて）を踏まえ、今後、以下の要領により、委員による原子力施設の視察及び地元関係者との意見交換を行うこととする。

1. 基本方針

今後の継続的な取り組みとして、委員は手分けして国内の原子力施設を訪問し、現場の状況を把握する。併せて、現地のオフサイトセンターにおいて、当該原子力施設に関する規制上の諸問題について、被規制者に加えて希望のある地元関係者を交えた意見交換を行う。

2. 対象施設

新規制基準適合性に関する許可を受けた原子力発電施設を中心とする。

3. 意見交換の形式

- ① 現地のオフサイトセンターにおいて、「施設の状況等に関する委員と被規制者との議論」及び「地元関係者を交えての意見交換」を行う。
- ② 地元関係者としては、UPZ 圏内の道府県及び市町村を代表する者及びその者が選んだ追加 1 名までの参加を募ることとする。

4. 公開方針

オフサイトセンターにおける意見交換については、資料、議事録、動画を会議終了後に公開する。また、報道機関による傍聴を可能とする。

5. 他の活動との関係

本取り組みの導入に合わせ、別途東京で月 1 回の頻度で実施している経営責任者との意見交換の頻度を見直すとともに、被規制者の経営責任者が現地意見交換等に参加する場合、東京での意見交換を省略するものとする。